

平成28年度 第2四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：北陸電力(株)志賀原子力発電所

作成責任者 統括原子力保安検査官 野中 則彦

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成28年9月9日	新崎	安全・品質保証室	<p>第2回保安検査項目の「不適合管理の実施状況」における下記気付き事項について、改善策を検討し、報告すること。</p> <p>①不適合管理会議で審議した事象の原因、管理区分を決定した理由、4M5E[*]を実施しない理由の記載方法及び不適合管理区分変更方法の改善</p> <p>②是正処置管理票において、検討した原因の記載方法と4M5E分析結果との整合性の改善</p> <p>③ニューシアへの登録内容の充実</p> <p>④ヒヤリ・ハットのデータベースと不適合のデータベースの連携</p> <p>⑤人的過誤に係る分析者及び上級管理者を対象とした教育の充実</p> <p>※発生した事象について、4M「Man」(人)、「Machine」(設備・機器)、「Media」(作業環境)、「Management」(組織)の視点から要因を抽出し、これらの要因に対して、5E「Education」(教育)、「Engineering」(設備技術)、「Enforcement」(施行管理)、「Example」(事例)、「Environment」(環境)の視点から対策を検討する分析手法。</p>	平成29年3月24日	<p>①不適合管理会議で審議した事象の原因、管理区分を決定した理由、4M5Eを実施しない理由について、不適合報告書に記載することとし、運用している。また、不適合管理区分変更方法について、不適合管理会議において、区分見直しの運用を実施しており、現在、「不適合管理・是正処置・予防処置実施細則」への反映作業を進めている。具体的には、点検の結果、新たな原因が発見され、不適合管理区分を見直す必要が生じた場合は、不適合管理会議で再審議することを明記する。H29.4月改訂予定。</p> <p>②是正処置管理票の記載について、4M5E分析結果を全て記載し、検討結果と整合するように、安全・品質保証室の確認時に指導することにした。</p> <p>③ニューシアへの登録内容について、有効な情報となるよう充実を図っている。</p> <p>④ヒヤリハットのデータベース(技術伝承データベース)には、技術伝承が必要と判断した不適合も登録しており、キーワード検索によって、関連したヒヤリハットと不適合を纏めて検索が可能となっていることから、情報の有効活用が可能となっている。</p> <p>⑤人的過誤に係る分析者等を対象とした教育として、根本原因分析の外部研修を受講している。また、現在、4M5E等の分析に関する社内教育の内容を検討しており、H29年度上期中に検討完了予定。</p>
					平成29年6月22日	<p>①のうち、不適合管理区分変更方法について、不適合管理会議後の合議内容に影響を与える可能性がある事象を確認した場合、不適合管理会議で再審議することを「不適合管理・是正処置・予防処置実施細則」へ反映した。H29.4.26改訂実施。</p> <p>⑤のうち、不適合管理に関する社内教育(人的過誤の分析を含む)の基本方針(対象者に不適合管理会議委員(関係部長)含む等)を決定し、今後、テキストの作成、社内教育を実施していく。</p>

平成28年度 第2四半期 指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：北陸電力(株)志賀原子力発電所

作成責任者 統括原子力保安検査官 野中 則彦

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
2	平成28年9月30日	新崎	安全・品質保証室 技術課	<p>9/28に発生した2号機原子炉建屋内への雨水流入事象において、異常事象発生以降の事象の状況、対応体制、対応場所等に関する情報連絡がタイムリーに行われていなかったため、改善策を検討し、報告すること。</p>	平成28年10月6日	<p>・事象発生については、中央制御室で速やかに保安検査官へお伝えし、併せて、水の流入現場へ案内し、状況を確認した。</p> <p>・また、その後現場確認を行い、正確な情報収集に努めた後、安全上問題がないかも含め、事象の対応状況の把握をしていたため、情報連絡に遅れが生じた。</p> <p>・今後は、現場状況をより速やかに把握するよう努めるとともに、必要な情報について、連絡頻度や連絡内容の充実を図っていく。</p> <p>・また、対応体制、対応場所等についての情報連絡が、速やかに行えなかったため、今後は、速やかに連絡を行う。</p>
					平成29年3月24日	<p>・事故・故障等対応体制の発令に関して「事故・故障等対応要領」上、明確でない部分があったことから、要領を改訂し、明確化を図った。</p> <p>1. 発電所長が事故・故障等対応体制を発令する場合の具体例を明記した。</p> <p>2. 発電所長が事象の進展に応じて、事故・故障等対応体制の発令又は、解除の要否を判断することを明記した。</p>